

知っていますか？

# 国民健康保険のしくみ

固国保年金課 ☎43-9487(国保の加入・喪失)、☎43-9384(保険税の内容・軽減制度)  
収納課 ☎43-9173、43-9174(納税相談)

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や、後期高齢者医療制度など、他の公的医療保険に属さない人が加入する保険制度です。国保は加入者の皆さんでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。

## 国保のしくみ

国保は主に、国・県などの公費(補助金など)と皆さんからの保険税で運営されています。国保の保険証で医療を受けるときは、医療費の2~3割が自己負担となりますが、その残りは国保が負担しています。

また、医療費の自己負担分が高額になった場合には、一定額以上の医療費を国保が負担するほか、加入者が出産した時は出産育児一時金、死亡した場合は葬祭費を給付しています。

## 国保の加入者

○お店などを経営している自営業の人 ○農業や漁業を営んでいる人 ○退職して職場の健康保険をやめた人とその家族 ○パートやアルバイトをしていて、職場の健康保険に加入していない人 ○外国籍で職場の健康保険などに加入せず、3か月を超えて日本に滞在する人

## 保険税の決まり方

その年度の推計医療費から、国などからの補助金と皆さんが病院などで支払う一部負担金を差し引いた金額が保険税の総額となります。1世帯あたりの保険税は、①所得割②均等割③平等割の3つの合計で算出されます。

①所得割…世帯の加入者の所得に応じて計算

②均等割…世帯の加入者の人数に応じて計算

③平等割…1世帯あたり定額で計算

① + ② + ③ = 合計額

世帯の保険税

## 保険税の納税義務者は世帯主

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保以外の被保険者であっても、世帯の中に国保に加入している人がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

## 保険税が軽減される制度があります

### ○低所得世帯の保険税軽減制度

世帯の所得金額により、均等割と平等割の税額が2割、5割、7割の区分で軽減されます。ただし、無申告者がいるなど、所得が不明な世帯は軽減が適用されませんので、所得がない場合でも、世帯主および国保加入者は必ず住民税課へ申告してください。

### ○非自発的失業者の保険税軽減制度

会社の倒産など事業主の都合により離職した人(非自発的失業者)の保険税については、算定の際に前年の給与所得を30%分とみなして計算する軽減制度が設けられています。対象となるのは、雇用保険受給資格者証の交付を受けていて、①②のどちらかに当てはまる人です。

①特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者) ②特定理由離職者(雇い止めなどによる離職者)

**申請方法** 対象者は、申告が必要です。対象者の雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、国保年金課窓口または南郷事務所・各市民サービスセンターへお越しください。

## 納付は便利な口座振替で!

納税通知書、預貯金通帳、通帳の届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行でお申し込みください。

## 保険税を納めないと

保険税を納めないと、病気やけがをしたときの医療費が全額自己負担になるなどの厳しい処置がとられ、さらに負担が重くなります。このようなことになる前に必ず保険税を納めましょう。なお、災害その他の特別な事情がないのに保険税を一定期間滞納した場合、次のような措置が講じられます。

**①短期被保険者証の交付** 通常の被保険者証の返還を求め、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。

**②資格証明書の交付** 納期限から1年を経過しても滞納を続けていると、短期被保険者証の返還を求め、「資格証明書」が交付されます。この場合かかった医療費は一旦全額支払うことになります。

**③給付の差し止め** 納期限から1年6か月を経過しても滞納を続けていると、保険給付(医療費・高額療養費・出産育児一時金など)の全部または一部が差し止められます。

## 国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、国保をやめたりするときは、14日以内に届け出をする必要があります。特に、職場の社会保険に加入した際、国保をやめる手続きを忘れていた例が多くなっていますのでご注意ください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	社会保険などの資格を喪失した日が確認できる書類(健康保険資格喪失確認書・離職票・雇用保険受給資格者証・被保険者記録照会回答票などのいずれか1つ)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった日のわかる証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始通知書
その他	同じ市内で住所を変更したとき	保険証
	世帯主や氏名が変更になったとき	保険証
	修学のため、転出するとき	保険証、在学証明書または学生証の写し
	保険証を紛失・破損してしまったとき	窓口にお越しの人の本人確認書類(免許証など)

いずれの届け出の場合でも、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバーと、届け出に来た人の本人確認できるものがが必要です。

